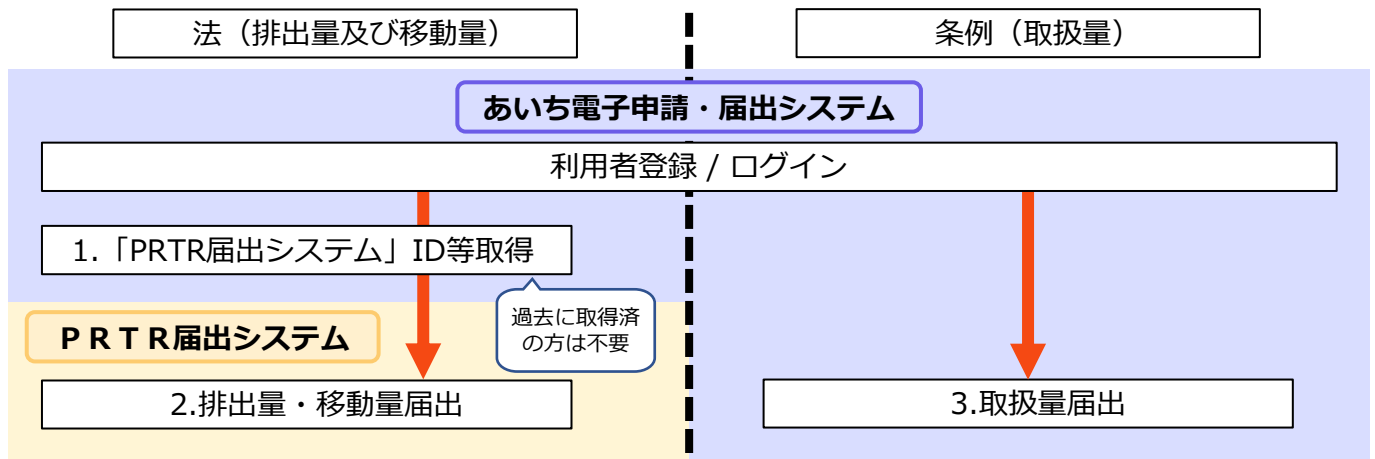


PRTR届出は便利な電子届出を利用しませんか？

PRTR等の届出がパソコンから提出できることはご存じですか？持参・郵送する時間が削減でき、入力ミスも減らせてとても便利です！PDFで出力することも可能です。

令和6年度の届出から届出様式が変わりますが、電子届出なら新様式準備の必要なし！この機会に電子届出を始めませんか？

<排出量及び移動量、取扱量の電子届出の流れ>



1. 「PRTR届出システム」のID・パスワードの取得

※愛知県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市を除く）の事業所について届出ができます。
名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の事業所については、各市にお問い合わせください。

①あいち電子申請・届出システムにログイン



初めて「あいち電子申請・届出システム」を利用する方は、下の「利用者登録」ボタンから登録をお願いします。
GビズIDでのログインも可能です。

②検索キーワード「使用届出」等で検索し、「電子情報処理組織使用届出」を選択

③必要事項を入力し、「申込む」ボタンを押す

届出を行う事業所が6つ以上ある場合は、手続き説明画面で「同意する」を押す前にExcelファイルをダウンロードしてください。

[ダウンロードファイル1](#) [電子情報処理組織使用届出書\(6事業所目以降\).xlsx](#)

入力内容は様式の形式でPDF出力できます！

④ID発行メールが届いたら「申込内容照会」からPDFをダウンロード

あいち 愛知県 電子申請・届出システム

申請団体選択 申請書ダウンロード

手続き申込 申込内容照会 職員署名検証

申込内容照会

申請一覧					
整理番号	手続き名	問い合わせ先	申込日時	処理状況	操作
908040371769	電子情報処理組織使用届出 (化管法)	環境部 環境政策課 環境政策課長 環境リスク対策グループ	2023年7月27日11時	完了	詳細>

申込詳細

申込内容を確認してください。
※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

手続き名	電子情報処理組織使用届出 (化管法)
整理番号	908040371769
処理状況	完了
処理履歴	2023年7月27日11時43分 受付時返信添付ファイルアップロード 2023年7月27日9時56分 受付時返信添付ファイルアップロード
返信添付ファイル1	ID (愛知県).pdf

届出者情報

ID
パスワード

電子申請・届出システムの便利機能は裏面へ！

2.【国：法律】排出量及び移動量の届出（PRTR届出システム）



ログインユーザ：担当 三郎様	画面サイズ 800 1024 1280
PRTR届出システム	前回ログイン日時：2024年 04月23日 11:22:33
	現在日付：2024年04月29日

※「あいち電子申請・届出システム」とは異なるシステムです。

事業所名	届出先	届出種別	届出日	受理日	届出状況	届出内容	届出結果
A1 事業所	経済産業大臣	届出			届出済	届出作成 届出済	お問合せ登録 未登録
A2 事業所	山越市	届出			未作成	届出作成 未作成	お問合せ登録 未登録

- ① 取得したID・パスワードでPRTR届出システムにログイン
- ② 「排出量等届出」をクリック
- ③ 「届出作成」をクリック
- ④ 必要事項を入力して
「入力内容確認画面へ」をクリック
- ⑤ 「この内容で提出する」をクリック
- ⑥ 提出完了！

3.【県：条例】取扱量の届出（あいち電子申請・届出システム）



- ① システムにログイン後、検索キーワード「化学物質取扱量」等で検索し、「特定化学物質取扱量の届出」を選択

手続き一覧

2023年11月15日 14時46分 現在

並び替え 受付開始日時 降順 表示数変更 20件ずつ表示

特定化学物質等管理書の届出（県条例）	特定化学物質取扱量の届出（県条例）
受付開始日時 2023年10月13日17時10分 受付終了日時 随時	受付開始日時 2021年07月30日00時00分 受付終了日時 随時

豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の事業所については、Webページ上部の「申請団体選択」からそれぞれの市を選択することで届出できます。
詳細は各市にお問い合わせください。

- ② 必要事項を入力し、「申込む」ボタンを押したら提出完了！
- ③ 他の事業所の届出を提出する場合は、①に戻る

あいち電子申請・届出システムの便利機能

- 再申込機能
過去に届出した内容をコピーして、新しい届出を作成できます（同一IDでログインした場合のみ）
申込内容照会 → 申込一覧 → 詳細 → 申込内容詳細 → 再申込する
- 一時保存機能
途中で入力を中断する場合はもちろん、複数事業所について届出する場合に、共通する部分まで入力して一時保存しておくことで、読み込むことで毎回同じ情報を入力する必要がなくなります。

操作マニュアル等



- ① [あいち電子申請・届出システム 操作マニュアル](https://www.shinsei.e-aichi.jp/help/PREFAC/index.htm)
- ② [PRTR届出システム 操作マニュアル](https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html#n5)
- ③ [化学物質適正管理届出等の手引き](https://kankyojoho.pref.aichi.jp/Download/FileInfo.aspx?ID=41)
- ④ [愛知県Webページ 化学物質とPRTR](https://www.pref.aichi.jp/site/prtr/)

問合せ先 愛知県環境局環境政策部環境活動推進課

☎ 052-954-6212

✉ kankyokatsudo@pref.aichi.lg.jp